

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年5月12日～2022年5月18日)

令和4年(2022年)5月20日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 議会会派「法と正義」(PiS)会合の開催 全国裁判所評議会(KRS)次期評議員の選出 アンナ・シャルコフスカ下院議員の連立与党「連帯ポーランド」入党 第2回「キャンパス・ポーランド」開催の発表 連立政権「統一右派」党首会合の開催 2023年議会選挙に向けたトウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首の訴え 第33回FAO欧州地域会合の開催 フィンランド及びスウェーデンのNATO加盟申請方針発表に対するポーランドの反応 ドゥダ大統領のエストニア訪問 ポーランド・欧州委員会間の欧州復興基金を巡る交渉の進展 プシダチ外務次官のNATO非公式外相会合出席 モラヴィエツキ首相とイエレン米財務長官との会談 ノヴァーク・ハンガリー大統領のポーランド訪問								お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 22 696 5006 Fax 50005 50006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
治安等 テロ脅威警戒レベルの延長 ワルシャワ発便に対する爆破予告事案 ベラルーシからの不法移民にかかる動向 ロシア情報機関関係者を起訴								
経済 グラピンスキ・ポーランド国立銀行総裁選出 中央統計局による消費者物価指数発表 第一四半期経済成長率推定の発表 ポーランド、スタートアップが急成長 気候環境省、地熱利用に関するロードマップ作成を計画 グリーン経済への投資は経済成長を妨げない 国営石油・ガス会社、ブルー水素製造に向けた覚書締結 3W学際的イノベーションセンターの設立 ウクライナ人科学者51名がポーランドで研究継続								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

内 政

議会会派「法と正義」(PiS)会合の開催【11日】

11日、議会会派「法と正義」(PiS)の会合が開催された。カチンスキPiS党首やヴィテク下院議長、モラヴィエツキ首相のほか、グラピンスキ・ポーランド国立銀行(NBP)総裁も出席した。会合では、PiSは同総裁の次期再選と野党が提出したジョブロ法務大臣の不信任決議案において否決に投票することが伝えられた。

全国裁判所評議会(KRS)次期評議員の選出【12日】

12日、下院は、全国裁判所評議会(KRS)の次期評議員裁判官枠15名を選出した。8名が下院議長会、7名が議会会派「法と正義」(PiS)が擁立した候補者であったほか、11名は現在の評議員からの再任となった。法曹界ではなく下院がKRS評議員のうち15名の裁判官枠を選出するのは、2018年に続いて今回が2度目となる。これは、PiSが実施した法改正によるものであり、欧州司法裁判所(ECJ)からはEU法と相容れないと指摘されている。

アンナ・シャルコフスカ下院議員の連立与党「連帯ポーランド」入党【12日】

12日、法務大臣を務める連立与党「連帯ポーランド」のジョブロ党首は、議会会派「法と正義」(PiS)に所属するアンナ・シャルコフスカ下院議員(無所属)が同党に移籍したことを発表した。同議員は、かつて動物保護法改正案に反対し、また、パンデミックの際の政府の対応を批判していた。同党首は、「シャルコフスカ議員『連帯ポーランド』における20人目の下院議員であり、これは同党が発展している証である。このような報せがある会合は、これが最後ではないかもしれない。これまで国防を扱う議員はいなかったが、同議員はこの点で当党を強化するであろう。政治には、当党のような実質的な議論と相互の尊重が欠けている。これは、連立政権『統一右派』にも欠けている。このような態度が連立政権与党において一般的であれば、数多くの誤解を避けることができるかもしれない」と述べた。

れない」と述べた。

第2回「キャンパス・ポーランド」開催の発表【12日】

12日、チシャスコフスキ・ワルシャワ市長兼「市民プラットフォーム」(PO)副党首は、本年8月最終週にオルシュティンで第2回「キャンパス・ポーランド」を開催すると発表した。これは、昨年に同市長がイニシアティブを発揮して実施された政治や社会問題に関心を抱く若者約1,000人が集うイベントである。昨年の集会では、同市長とトウスクPO党首との討論会が開かれた。

連立政権「統一右派」党首会合の開催【17日】

17日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首、ジョブロ「連帯ポーランド」党首、ビエラン「共和党」党首及びオチェバ「新生ポーランド」代表が集まり、連立政権「統一右派」党首会合を行った。テルレツキPiS院内総務やクキス「クキス'15」党首なども会談に出席した。カチンスキPiS党首は、議会選挙は来年に実施される旨を発表し、現議会の任期終了まで連立パートナーと協力したい旨強調したという。

2023年議会選挙に向けたトウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首の訴え【18日】

18日、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首は、ポーランドの野党が連立政権「統一右派」に対して一致団結すれば2023年議会選挙で勝利を収める可能性が高いと述べた。同党首は、「法と正義」(PiS)率いる保守派の「統一右派」が強いのは野党が分裂しているからであり、野党陣営は2015年議会選挙での敗北から正しい結論を引き出していなかったと指摘した。最新の世論調査結果によれば、5つの野党が統一リストに基づいて候補者を擁立すれば、50%の票を獲得する可能性がある一方、「統一右派」が30%の票しか期待できないことが示された。同党首は、「我々が一致団結すれば必ず勝てる。」と語った。

外交・安全保障

第33回FAO欧州地域会合の開催【10日～13日】

10日から13日にかけて、ウッチで第33回国連食糧農業機関(FAO)欧州地域会合が開催され、ラウ外相が議長を務めた。同会合には、コヴァルチク副首相兼農業・農村開発大臣や屈冬玉FAO事務局長も出席した。同会合では、ロシアのウクライナ侵略を非難する決定がほぼ全会一致で採択された。同決定の中で、加盟国は、ロシアの侵略が世界の食料安

全保障に与える影響や食糧、肥料及びエネルギー価格の上昇について懸念を表明した。また、ウクライナへの連帯と支援、そしてキーウを支援し避難民を受け入れている国々への敬意が表明された。さらに、ロシア当局がウクライナを支援する国々へ食糧供給制限という脅しをかけていることに関する深い懸念が強調された。同決定の採択に反対票を投じたのは、ベラルーシ、ロシア及びタジキスタンの3か国だけで

あった。同会合では、ロシアに対し、農業生産を完全に再開するために戦争行為を直ちに停止するよう要請された。さらに、FAOに対し、紛争の影響を最も受けている国々で食料安全保障を確保するための復興計画の作成と実施が訴えかけられた。

フィンランド及びスウェーデンのNATO加盟申請方針発表に対するポーランドの反応【12日・16日】

12日、モラヴィエツキ首相は、フィンランドによるNATO加盟申請の方針発表について、「フィンランドがNATO加盟手続を開始する決定を下したことは、ポーランド及び欧州の安全保障にとって朗報である。自分は、ニーニスト大統領及びマリン首相に対して祝意を表明する。ポーランドは、一刻も早いフィンランドのNATO加盟を支持する」と述べた。

16日、同首相は、スウェーデンによるNATO加盟申請の方針発表について、「スウェーデン政府がNATO加盟手続を開始したことは、とても良い決断である。自分は、アンデション首相がこの勇敢な一歩を踏み出したことに祝意を表す。ポーランド政府は、今回の申請提出を全面的に支持する。欧州の安全保障を強化するにあたり、迅速かつ円滑な加盟プロセスが肝要である」と述べた。

16日、ポーランド外務省は、フィンランド及びスウェーデンのNATO加盟申請に関する声明を發出し、「我々は、フィンランド及びスウェーデンの両国政府がNATOに加盟する意志を表明したことを歓迎する。この歴史的な一歩は、ロシアのウクライナに対する侵略の結果、欧州の安全保障状況が激変したことを確認するものである。ユーロ・アトランティック地域の情勢が変化する中で、同盟のコミットメントの重要性も確認された。ポーランドは、両国のNATO加盟はバルト海地域の安全保障を強化し、欧州の安定地帯の拡大に貢献すると考えている。NATOの価値と目的を共有する全ての国々に向けて、NATOの扉は開かれたものであり続けるべきである。我々は、フィンランド及びスウェーデンがこれらの基準を満たしており、間もなく正式なメンバーとして加盟すると評価している」と述べた。

ドゥダ大統領のエストニア訪問【13日】

13日、ドゥダ大統領は、エストニアを訪問し、カリス大統領及びカッラス首相と会談を行った。会談では、ウクライナへの更なる支援とEU加盟候補国としての地位の付与が議題となった。ドゥダ大統領は、「ウクライナは今日、支援を必要としており、EU加盟候補国としての地位を得ることによっても支援を受けられるようにならなければならない」と強調した。また、同大統領は、「最近数多く行われている、今日の我々のような大統領同士の会談を通じて、我々は、自らの一致団結やウクライナへの侵略に対する確固たる態度を示し、我々がウクライナとウクライナ国民

をしっかりと支えていることを示すのである」と述べた。さらに、同大統領は、「最新の軍備を供与するという軍事面だけでなく、人道的及びシンプルに人間面でも我々の全力を挙げてウクライナを支援することを改めて訴えかける。」と強調した。タリン滞在中、同大統領は、レナルト・メリ会議に出席し、欧州と世界の平和と安全保障を確保するための多国間組織、特にOSCEの役割に関するパネルを開会した。なお、同ドゥダ大統領は、レナルト・メリ会議のマージンでヘインズ米国家情報長官と会談を行い、地域の安全保障の現状について話し合った。

ポーランド・欧州委員会間の欧州復興基金を巡る交渉の進展【13日】

13日、ブダ開発・技術大臣は、ワルシャワとブリュッセルとの間で、欧州復興基金の支払いのために必要とされる欧州委員会による国家復興計画の承認に関する交渉が終了したと発表した。同大臣は、「欧州委との関係で争点となっていた全ての問題において合意に達した。これは、欧州委が1～2週間以内にポーランドの国家復興計画を承認するための基礎をなすものだ」と述べた。

同日、ミュレル政府報道官は、ポーランドが欧州復興基金を受給するために実施しなければならない「マイルストーン」について欧州委との間で合意に達したと発表した。しかし、17日、同報道官は、ドゥダ大統領が議会に提出した最高裁判所規律部を廃止する法改正案が採択された後でないとポーランドの欧州復興基金のブロックは解除されないことを認めた。

プシダチ外務次官のNATO非公式外相会合出席【14日～15日】

14日から15日にかけて、プシダチ外務次官は、ラウ外相の代理としてベルリンで開催されたNATO非公式外相会合に出席した。同会合では、現在の欧州の安全保障情勢やマドリッドで開催されるNATO首脳会議への準備に焦点が当てられた。閣僚らは、NATO本部で作業されている新しいNATO戦略概念について自国の期待を説明した。同会合の一部にはスウェーデン及びフィンランドの外相が出席し、両国のNATO加盟の見通しについて議論する機会となった。同次官は、ポーランドがフィンランド及びスウェーデンのNATO加盟を支持することを確認した。また、同次官は、ウクライナ戦争に関するポーランドの立場を説明した。さらに、同次官は、同盟国が軍事的支援を含めたキーウへの支援を維持する必要性を強調した。加えて、同次官は、NATO東方、特にポーランドでの軍事力のプレゼンスを高めるなど、長期的視野に立ってNATOの抑止・防衛メカニズムをさらに強化することを主張した。

モラヴィエツキ首相とイエレン米財務長官との会談【16日】

16日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したイエレン米財務長官と会談を行った。会談の内容は、対露制裁の厳格化やNATOの強化などであった。両国の共通の目標は、ロシアのウクライナに対する軍事侵略への国際的な対応を調整することであり、これは欧州の安全保障へのコミットメント及びトランスアトランティックな絆の強化を示すものでもあるという。ポーランド・米国間のコンタクトについて、同首相は、3月から4月にかけてポーランドを訪問した米国のバイデン大統領、ハリス副大統領、ブリンケン国務長官などと会談を行ってきた。ロシアのウクライナ侵略以降、米国は、NATO東方支援の枠組みで米軍の精鋭部隊である第82空挺師団から5,000人の兵士をポーランド南東部に追加派遣しており、これらの部隊と合わせると、ポーランドに駐留する米軍兵士の人数は1万人を超える。さらに、米国はポーランドに2基のパトリオット中隊を配備している。

ノヴァーク・ハンガリー大統領のポーランド訪問【17日】

17日、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相はそれぞれ、ポーランドを訪問したノヴァーク・ハンガリー大統領と会談を行った。本年5月10日に就任したノヴァーク大統領にとって、初めての外国訪問となった。

ドゥダ大統領は、「ノヴァーク大統領が最初の一步をポーランドのワルシャワで踏み出したことは、自分にとってポーランドとハンガリー、そして両国の大統領の友情が続くことの証である」と述べた。

治 安 等

テロ脅威警戒レベルの延長【13日】

13日、モラヴィエツキ首相は、5月15日23時59分までとされていたテロ脅威警戒レベルを同31日23時59分まで延長する政令に署名した。これにより、ポーランド全域に発令されているサイバー空間におけるテロ脅威警戒レベル「CHARLIE」、及びウクライナ国境地域2県に発令されているテロ脅威警戒レベル「BRAVO」は維持されることになる。テロ脅威警戒レベルの発令によって、治安当局や行政全体は警戒を怠らないようにするとともに、テロ対応の体制を整える義務を負う。同措置は、2月28日以降、継続して発令されている。

ワルシャワ発便に対する爆破予告事案【16日】

16日、ワルシャワ発マドリード着の航空便に対する爆破予告があったとして、ワルシャワ・ショパン空港を出発した航空機が同空港に戻り緊急着陸するという事案が発生した。その後、当該航空機は、空港内で保安検査を受けた上、再びマドリードに向けて出発した。ワルシャワ・ショパン空港においては、本

また、同大統領は、「ハンガリーとロシアとの関係はハンガリー経済にとって基本的な性質を持つものも含めて非常に強く、すぐに変えることは難しい。」と認め、ポーランドは以前からエネルギー供給の多様化政策を始めていると指摘した。さらに、同大統領は、「ロシアがポーランドへのガスの直接供給を停止したことで、このような政策の厳しい影響が今まさに観測されているが、我々はこのような状況に対処することができた。ポーランドへのガスは、代替ルートを通じて供給されている」と強調し、残念ながらハンガリーにはそのような快適さはなく、ポーランドが確保を間に合わせたようなレベルでのエネルギー安全保障や供給源の多様化の可能性もないと付言した。加えて、同大統領は、「ノヴァーク大統領と第6次制裁パッケージについて話し、ノヴァーク大統領が完全に理解しているように、ロシアがウクライナで始めた戦争の文脈においてそれが必要であると説得した」と述べ、「国際社会が使用する最も平和的な手段で戦争を止めるようにしなければならない。そのような手段とは、制裁である」と指摘した。

モラヴィエツキ首相とノヴァーク大統領との会談の主な議題は、両国の二国間関係であった。また、両首脳は、ロシアのウクライナ侵略を阻止するために不可欠な措置について協議した。さらに、ロシアに課されるEUの第6次制裁パッケージ及びロシアの資源からの自立について議論されたほか、ウクライナのEUへの志向を政治的に支援し、ウクライナの加盟への道筋を加速させることについても話し合われた。

年4月下旬にも同様の爆弾騒ぎが発生していた。

ベラルーシからの不法移民にかかる動向【18日】

18日、国境警備隊は、ベラルーシから試みられた不法越境件数について、本年中は5,036件、うち5月は617件であったとツイッター上で明らかにした。

ロシア情報機関関係者を起訴【19日】

19日、国家検察庁は、ロシア情報機関の連邦保安庁(FSB)に協力した疑いで拘束されているポーランド人マーチン・K及びラドスワフ・Sを起訴したと発表した。マーチン・Kは、ビザ仲介業者であるラドスワフ・Sにサービスを提供し、ラドスワフ・Sは、マーチン・Kがロシア情報機関の活動に関与し諜報活動を行っていることを知りながら、金銭的利益を得るために同人に情報提供を行っていたとされる。両人は、それぞれ2021年5月及び11月に当地公安庁(ABW)に拘束されていた。

経 済

経済政策

グラピンスキ・ポーランド国立銀行総裁選出【12日】

12日、ポーランド国立銀行(NBP)総裁選挙が行われ、グラピンスキ総裁が選出された。同総裁指名は賛成234票、反対223票で受理された。野党は

グラピンスキ総裁が対ドルで10%、対ユーロで15%以上ズロチの価値を下落させたとして同指名を批判していた。

マクロ経済動向・統計

中央統計局による消費者物価指数発表【13日】

中央統計局(GUS)によれば、2022年4月の消費者物価指数(CPI)は、前年同月比で12.4%増となった。ポーランドのインフレ率は1990年代以降では最も高く、インフレが定着しつつある兆候が益々高まっている。インフレ率の上昇は、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー・農産物の価格上昇、サプライチェーンの混乱に加え、ポーランドへのウクライナ避難民の流入に伴う特定商品の需要増が要因とされている。

第一四半期経済成長率推定の発表【17日】

GUSは、本年第一四半期のポーランド経済成長率が8.5%と推定した。この数字は、エコノミストによる予測を0.4ポイント上回った。ポーランドの昨年最終四半期の経済成長率は7.6%であった。他方、16日、EUはEUの経済成長率予測を下方修正し、EUの2022年のGDP成長率を2.7%、2023年を2.3%とした。

ポーランド産業動向

ポーランド、スタートアップが急成長【17日】

ポーランドはまだ若いとはいえ、スタートアップが急速に成長している。革新的な企業の3分の1以上は創業から2年未満で、5社に1社が1年未満に設立された会社である。また、市場の急成長に伴い、

海外のベンチャーキャピタルファンドを含む大規模な投資も行われている。2020年は12億3千万ズロチの調達に留まったのに対し、2021年の第1～3四半期だけで、ポーランドのスタートアップは14億6千万ズロチを調達した。

エネルギー・環境

気候環境省、地熱利用に関するロードマップ作成を計画【12日】

12日、気候環境省は、ポーランドの地熱エネルギー開発のためのロードマップを作成すると発表した。同省によると、同ロードマップはエネルギー移行に資するものであり、政府によって承認される可能性が高い。

グリーン経済への投資は経済成長を妨げない【18日】

ポーランド経済研究所(PIE)は、報告書(グリーン経済-気候変動と経済発展への影響)において、グリーン移行は経済成長を年間1.1ポイントも加速させる可能性があり、持続可能性の目標達成にマイナスの影響を与えないとした。

国営石油・ガス会社、ブルー水素製造に向けた覚書締結【18日】

ポーランド国営石油ガス会社 PGNiG は、Ecoglass(チェコ・ガラスメーカー)、Huta Pokój(ポーランド鉄鋼メーカー) and Messer Polska(ポーランド化学品メーカー)と、ブルー水素製造技術開発のための覚書を締結した。同計画に基づき、シレジア地方(ザブシェ)に試験生産設備を設置する予定である。同社副会長は、比較的シンプルで安価な技術であるブルー水素の可能性は、現在の天然ガス消費者にも利用可能であり、水素の製造に伴うCO2を回収することで、同水素を利用した生産、エネルギープロセスのCO2排出を効果的に低減できると述べた。

科学技術

3W学際的イノベーションセンターの設立【13日】

ポーランドの経済会議である Impact'22 の開催中、ポーランド開発銀行(BGK)は、ウカシェヴィチ研究ネットワークとポーランドの11大学と共同で、3W学際的イノベーションセンター(3Wとは woda: 水、węgiel: 炭素、wodór: 水素の略)の設立に合意した。BGKは、このプロジェクトがポーランド経済全体に

とって価値のある新しい特許につながることを期待している。BGKは、ベンチャーキャピタルやヴィンチ投資基金の融資、他機関との協力におけるアドバイザー業務を通じて、科学プロジェクトを支援する予定である。また、このプロジェクト設立の目的の1つとして、EUからの資金調達、すなわち Horizon Europe プ

プログラムへの応募をより効果的に行うことが考えられている。

ウクライナ人科学者51名がポーランドで研究継続【13日】

ポーランド国立科学センターは、ウクライナから避難してきた研究者を対象とした特別プログラムについて、3月28日から4月26日まで募集し、計213名の応募者の中から51名（女性38名、男性13名）がポーランドで研究を続けることとなった。同センター

は、ポーランドの学術・科学機関における1年間の滞在のための資金を提供するとともに、給与と研究資金も提供する。

当該プログラムは、人文・社会科学、物理科学・工学、生命科学の3分野があり、それぞれ103件、72件、38件の応募があり、15名、17名、19名が対象者となった。多くがキーウ、ハルキウ、リヴィウから来た研究者であり、ほぼ半数がウクライナ国立科学アカデミーで働いている。今後はポーランドの28の大学や研究機関で活動する予定である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
 - (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
 - (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)
- 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4：退避してください。渡航を止めて下さい。（退避勧告）」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話： 22-584-73 00 、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】ポーランド最大の折り鶴展【2022年5月5日(木)～5月26日(木)】

在ポーランド日本国大使館広報文化センターにて、ワルシャワ第127小学校主催「ポーランド最大の折り鶴展」が開催中です。同小学校は、1万7254羽の折鶴を作成し、ポーランド記録を更新しました。その作品の一部が同センターにて展示中です。

開催場所：Wydział Informacji i Kultury Ambasady Japonii, al. Ujazdowskie 51, Warszawa

詳細：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_pl/c_000020.html

【開催中】第15回空手・古武道クラブ欧州杯「ローニンカップ」【2022年5月20日(金)～22日(土)】

ベンジン市及びドンブロヴァ・グルニチャ市にて、児童スポーツクラブ「ローニン」主催「第15回空手・古武道クラブ欧州杯『ローニンカップ』」(5月21日～22日)、パヴェウ・カシュバ記念大会(障がい者対象)(5月21日～22日)及び空手関連記念行事(5月20日)が開催されます。

開催場所：Hala Sportowa „Będzin Arena” w Będzinie, ul. Sportowa 20, Będzin及びPałac Kultury Zagłębia w Dąbrowie Górniczej, Plac Wolności 1, Dąbrowa Górnicza

詳細：<https://fb.me/e/mE4P97Gdy>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)